

# 仙台市立高砂小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月策定

## 1 いじめ問題に関する基本的姿勢

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

### (1) 基本的な考え方

#### ■いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

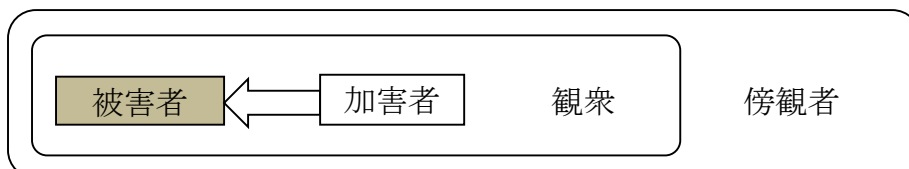
#### ■いじめの定義（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめとはどの児童にも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識を持って、対応に当たる。

### (2) いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている児童といじめている児童との関係だけで捉えることはできない。いじめには役割が有り、「四層構造」になっている。まず、いじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）がいる。さらに観衆としていじめをあおったりおもしろがったりしている者（観衆）、最後にいじめを見て見ぬ振りをしている者（傍観者）がいる。これをいじめの四層構造という。いじめの当事者だけでなく周りの子供たちへの指導も大切であり、集団の中でいじめを許容する雰囲気を変えていかなければならない。



## 2 いじめの未然防止のために

本校では、仙台市の基本方針に基づき、特に次の点に留意し、「高砂小学校ではいじめをしない、させない、許さない学校」を目指し、教職員が一丸となって、家庭、地域、関係機関等との連携を深めながら取り組んでいくこととする。

### (1) いじめを許さない学校・学級づくり

#### ■いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための柱

- ◇ いじめを許さない児童を育てる教育活動
- ◇ いじめの早期発見
- ◇ 教育相談体制の充実
- ◇ 教師の人権意識の高揚

### (2) いじめの未然防止に向けての手立て

「発生してから対応する（事後対応）」という考え方ではなく、「問題が発生しにくい学校風土をつくる」という考え方への方向転換が求められている。児童を「被害者」にさせないと言うだけでなく、「加害者」にもさせないための未然防止に努めなければならない。

- ◇ いじめを許さない子供を育てる教育活動
  - ・ いじめゼロに向けた児童の主体的な取組の促進
  - ・ 「道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」を中心に、学校教育課活動全体を通していじめを生まない人間関係や集団づくりを指導・推進する。

#### ■学級経営の充実

- ・ 児童に対する教師の受容的・共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
- ・ 児童の自発的・自治的活動を保護し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・ 正しく思いやりのある言葉遣いができる集団を育てる。
- ・ 学校・学級の規則や規範がきちんと守れるように、指導を継続して行う。
- ・ 「いじめアンケート」や欠席、遅刻、早退等の日数等により、児童の実態を把握する。
- ・ 自らの学級経営のあり方を定期的に見つめ直し、指導の工夫と見通しのある経営に努める。

#### ■児童が主体的に参加・活動できる授業づくり

- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・ 道徳や特別活動の中で、いじめを題材として取り上げ、話し合い活動を通していじめの未然防止や解決の手立て、いじめの心理について学習する。

### 3 いじめの早期発見・早期対応のために

#### (1) いじめの早期発見・早期対応への取組

##### ■いじめの早期発見・早期対応へ向けた組織的・計画的取組

- ・本「いじめ対応マニュアル」に沿って、教職員がいじめを把握した場合の報告のルートやその後の対応協議など、組織としての機能を生かした取組ができるようにする。
- ・全市で行う実態調査や学校独自のいじめに関するアンケート調査などを活用し、定期的に児童の実態を把握する。

##### ■教育相談体制の充実

- ・「いじめ・不登校対策委員会」・「いじめ調査委員会」を組織し、いじめに対して全校体制で取り組む。
- ・いじめの相談体制を児童・保護者に周知したり、「相談箱」を設置したりして児童・保護者が気軽に相談できる環境をつくる。
- ・いじめ防止に関する学校の取組状況を学校だより等で広報したり、PTA行事として研修会を実施したりして、地域や家庭との連携を十分に図る。

#### <高砂小の相談体制>

◇児童→担任，養護教諭，教育相談担当者，スクールカウンセラー

◇保護者→教頭，主幹教諭，生徒指導主任

\*相談の対応者は相談者が相談しやすい職員で構わないことを基本とする。

##### ■教師の人権意識の高揚

- ・いじめに関して定期的に校内研修を実施し、教職員全員のいじめに対する理解を深める。

#### (2) いじめを早期発見するための手立て

##### ■教師と児童との日常の交流を通じた発見

- ・授業中や休み時間における児童との会話を通して、気になる様子に目を配る。

##### ■複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な学習活動を通して児童に関わることにより、発見の機会を増やす。

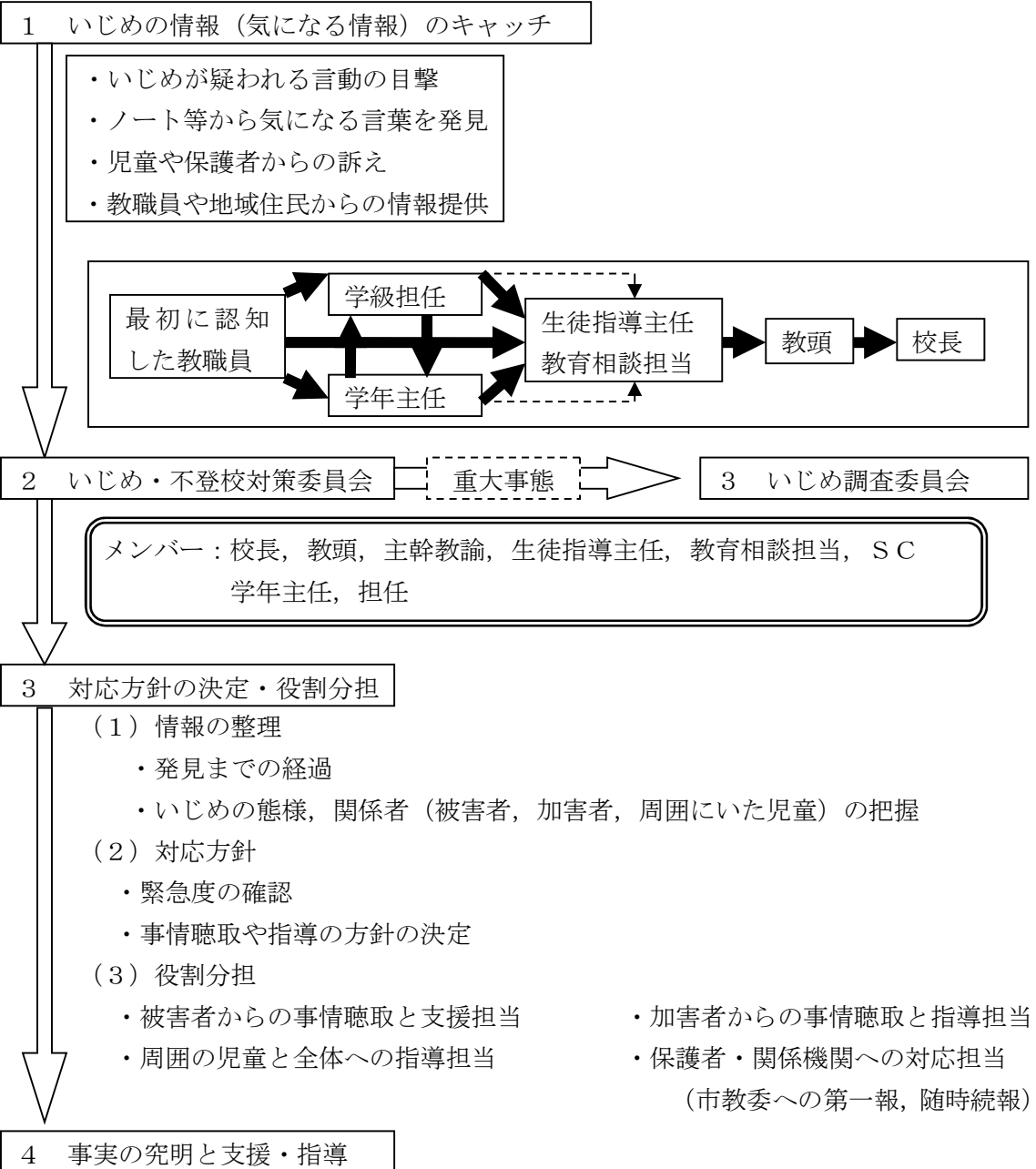
##### ■アンケート調査や教育相談を通じた把握

- ・児童が希望するときには、すぐに面談ができる体制を整える。

##### ■保護者からの相談や地域からの連絡

- ・いじめに関する学校の考え方や取組を周知し、共通認識に立った上で協力を求める。

## 4 いじめの発見から解決まで



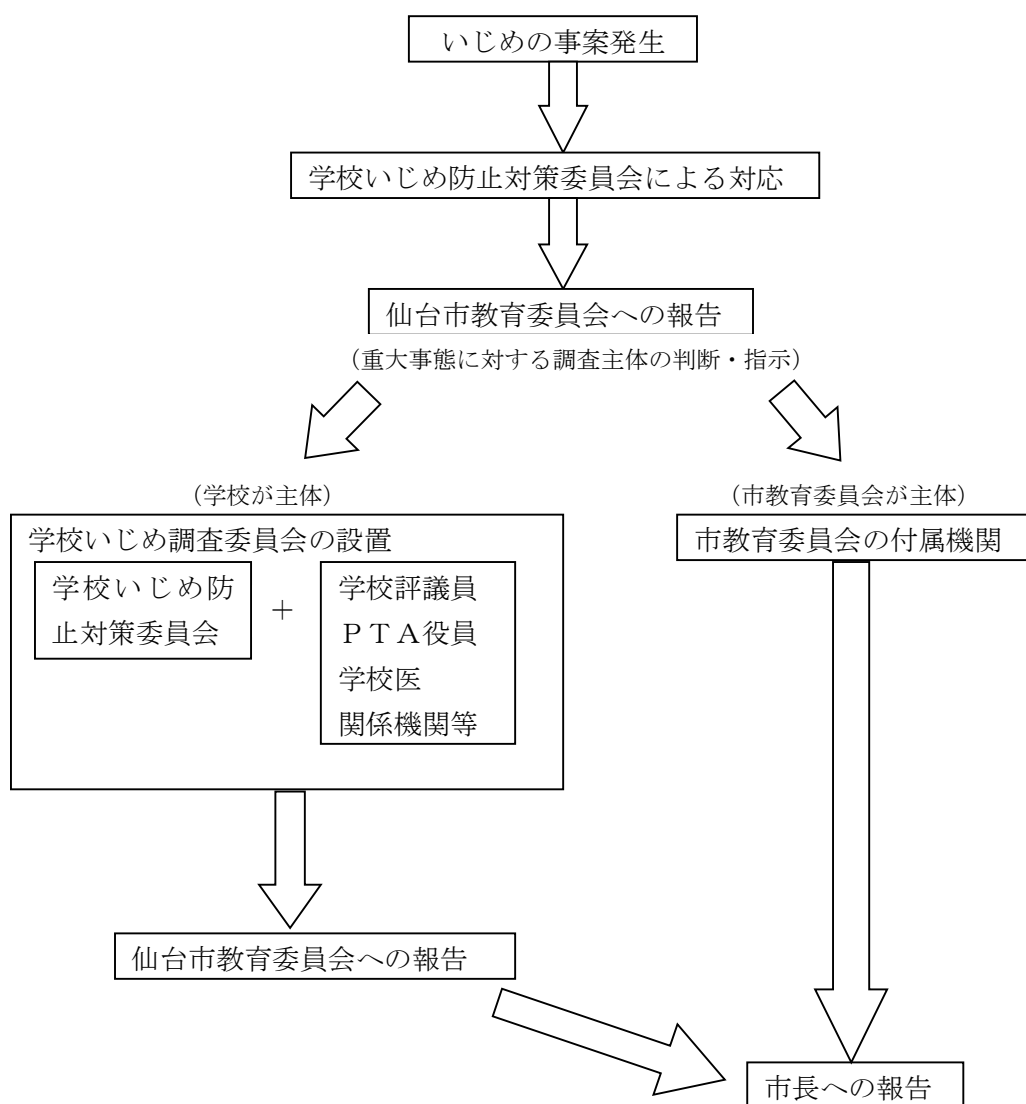
## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に挙げる場合を、いじめの重大事態としている。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③「生命、心身又は財産に重大な被害」とは
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ④「相当の期間」とは
  - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

### (2) 重大事態発生時の対応



## 6 いじめ防止・発見に関わる教育活動計画

	校内の諸会議・研修等	未然に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	学校、学年間の情報交換 指導記録の引継	学級開きを通じた人間関係づくり，学級のルールづくり さわやかタイムを通じた人間関係づくり（特別活動）	
	いじめ・不登校対策委員会	「1年生を迎える会」を通じた人間関係づくり	
	いじめに関する指導方針・指導計画の確認	いじめ対策についての保護者への説明と啓発（学校経営説明会，懇談会）・	懇談会を通じた情報収集
5月	問題を抱えた児童についての共通理解（高砂っこを語る会）	運動会を通じた人間関係づくり	
6月		修学旅行を通じた人間関係づくり（6年）	
		「命の尊重」をテーマとした授業の展開（道徳）	校内いじめアンケート
7月		「感謝と思いやり」をテーマとした授業の展開（道徳）	保護者との面談（個別面談）
8月	現職教育（いじめ防止に関する研修）		
9月	問題を抱えた児童についての共通理解（高さごっこを語る会）	野外活動を通じた人間関係づくり（5年）	
		陸上記録会を通じた人間関係づくり（6年）	
10月	いじめ・不登校対策委員会		
	保護者向け研修会（中学校区健全育成研修）		
11月		学習発表会を通じた人間関係づくり	校内いじめアンケート
12月		「命の尊重」をテーマとした授業の展開（道徳）	懇談会を通じた情報収集
1月	いじめ防止標語の募集・作成（中学校区健全育成）	「感謝と思いやり」をテーマとした授業の展開（道徳）	
2月			懇談会を通じた情報収集
3月	いじめ・不登校対策委員会		
	本年度の課題検討 指導記録のまとめ	「6年生を送る会」を通じた人間関係づくり	